

平成30年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会

(芦屋市立休日応急診療所) 議事録

日 時	平成30年5月9日(水) 13:00~15:30
場 所	芦屋市役所東館3階 中会議室
出席者	<p>委 員 富田 智和 藤川 千代 高原 利栄子 柴田 政彦 仲西 博子</p> <p>市出席者 企画部 部長 川原 智夏 企画部主幹(施設政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課 係長 濱口 利幸 政策推進課 係員 岡本 将太</p> <p>事務局 こども・健康部 部長 三井 幸裕 健康課 課長 細井 洋海 健康課 係長 木田 友浩 健康課 課員 石飛 雅基</p>
事務局	健康課
会議の公開	■非 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長・副委員長の選出
- (6) 会議議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ア 芦屋市立休日応急診療所施設の公募によらない指定管理者の候補者の選定について
(指定管理者予定候補者のヒアリングを含む)
- (8) 閉会

2 提出資料

- 資料1 委員名簿
- 資料2 芦屋市立休日応急診療所施設の公募によらない指定管理者の候補者の選定について

(事前配布資料)

- 資料 3 団体概要・施設のパンフレット
- 資料 4 芦屋市立休日応急診療所事業計画書
- 資料 5 仕様書
- 資料 6 定款
- 資料 7 法人登記簿謄本及び印鑑証明書
- 資料 8 法人税，消費税，地方消費税，県税及び市町村税の各納税証明書
- 資料 9 法人税，消費税及び地方消費税の申告書
- 資料 1 0 直近 3 年間の法人等の財務状況に関する書類
- 資料 1 1 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例
- 資料 1 2 芦屋市立休日応急診療所設置条例
- 資料 1 3 事業報告書
- 資料 1 4 年度評価表
- 資料 1 5 候補者選定報告書

3 審議経過

(1) 開会

事務局・細井：定刻になりましたので，ただ今から第 1 回芦屋市立休日応急診療所指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。本日は，大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議はお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(2) 委嘱状交付

事務局・細井：委嘱状を交付

(3) 部長あいさつ

事務局・細井：続きまして，こども・健康部長よりご挨拶を申し上げます。

----- 部長挨拶 -----

(4) 出席者自己紹介

事務局・細井：次に委員の皆様及び事務局職員の紹介を行いますので，名簿順に委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと存じます。その場で結構ですので，ご所属とお名前をお願いいたします。

----- 各委員自己紹介 -----

事務局・細井：ありがとうございました。引き続きまして，事務局他，職員の紹介をさせていただきます。

----- 企画部長・事務局・政策推進課紹介 -----

(5) 委員長・副委員長の選出

事務局・細井：次に委員長及び副委員長の選出に入ります。

「芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条」により、委員長は委員の互選によって定めることとなっています。また、副委員長は委員長が指名することになっています。では、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

藤川委員：富田委員にお願いするのはいかがでしょうか。

事務局・細井：皆様いかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

事務局・細井：それでは富田委員よろしくお願ひします。富田委員長、副委員長の指名をお願いします。

富田委員長：副委員長は柴田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

事務局・細井：ただ今ご指名のありました、柴田委員に副委員長をお願いいたします。恐れ入りますが、富田委員長、柴田副委員長は席の移動をお願いいたします。

事務局・細井：それではこの後の議事進行につきましては、富田委員長をお願いいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

富田委員長：では、本委員会の成立要件を確認します。事務局から報告をお願いします。

事務局・細井：本日は委員定数5名中、5名のご出席をいただいております。過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しています。

富田委員長：次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局・細井：芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められています。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっています。本日の審議におきましては、非公開情報である法人情報が含まれるため、非公開とすべきと考えています。

富田委員長：事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございま

せんか。

----- 異議なしの声 -----

富田委員長：それでは、会議を非公開に決定します。次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局・細井：議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべき」とされているところですので、そのように取り扱いたいと考えています。

富田委員長：ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見なし -----

富田委員長：それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきます。

(7) 議題

ア 芦屋市立休日応急診療所施設の公募によらない指定管理者の候補者の選定について (指定管理者予定候補者のヒアリングを含む)

富田委員長：それでは、本日の議題であります、公募によらない指定管理者の候補者の選定について事務局から説明をお願いします。質疑も含め、全体では、30分程度を目途とし、その後、指定管理者予定候補者入室いただきます。

事務局・細井：「資料2」「資料3」の説明

- ① 施設の概要
- ② 休日応急診療所施設の公募によらない指定管理者の候補者の選定について
- ③ 内部評価で指摘された課題について

富田委員長：説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

藤川委員：資料5の項番17(6)において、指定期間内における業務に係る経費に加えて、感染症発生時等の緊急対応出務料の合計額とし、指定管理料は四半期毎に支払うものとする、と記載されていますが、5年間の上限や年度ごとの予定額は仕様書として明示していないのですか。

事務局・細井：5年間の上限や年度ごとの金額については、仕様書に明記していませんが、

参考資料として芦屋市立休日応急診療所収支見込を掲載しています。

藤川委員：公募であれば、予定価格が提示されて、それに対して応募してくると思うが、本審議では、指定管理料の適正性と業務内容を含めて、審議すればよいのでしょうか。

事務局・細井：ご理解のとおりです。

富田委員長：他に特になければ、指定管理者予定候補者のヒアリングに入ります。入室後、まず指定管理者予定候補者から、これまでの指定管理業務の概要及び事業計画等を説明いただき、その後、各委員からの質疑とさせていただきます。質疑は、指定管理者予定候補者、または事務局のどちらに行っていただいても結構です。その後、指定管理者予定候補者には、退室いただき、委員間での審議とさせていただきます。それでは、指定管理者予定候補者の入室をお願いします。

----- 指定管理者予定候補者 入室 -----

富田委員長：それでは、まず指定管理者予定候補者様より、これまでの管理状況及び事業計画等について説明願います。施設の概要については、既に説明済みですので省略いただいて結構です。説明時間は、おおむね10分以内で簡潔にお願いします。説明の後、各委員から質疑を行いますので、それに対して、ご回答ください。

指定管理者予定候補者： 「資料4」「資料5」の説明

富田委員長：説明は終わりました。質疑応答は簡潔にお願いします。それでは委員の皆様、ご質問をお願いします。

柴田副委員長：出務の当番は誰が決めているのですか。

指定管理者予定候補者：1年に1度、9月ごろに年間のスケジュールを医師会に対して提出してもらっています。出務直前に都合が合わず出務できない時には、他の医師に代わって出務していただいています。

富田委員長：出務日は希望を募っているのですか、あるいは事務局が割り当てているのですか。

指定管理者予定候補者：年末年始とゴールデンウィークを除いて、事務局が割り当てています。年末年始とゴールデンウィークは募集制にしています。

柴田副委員長：1人あたり年間に何回くらい出務しているのですか。

指定管理者予定候補者：1回から2回です。小児科の医師については、年末年始はずっと出

ていただいています。インフルエンザの時期は増員となりますので、回数が増えます。普段は1名ですが、年末年始やインフルエンザの流行時期は増員しています。実働医師は約35名です。

富田委員長：コンピュータによるデータ管理や個人情報の管理はどうしているのですか。

指定管理者予定候補者：請求の時だけ事務局がデータを打ち込んで伝送しています。その際にはUSBを使います。使用しているノートパソコンにはパスワードをかけており、施錠できる部屋に保管しています。

柴田副委員長：年に1～2回だけ働く場所で、薬剤等の在庫管理はどうなっているのですか。

指定管理者予定候補者：薬剤が限られますので在庫薬剤表があります。小児の出務をやっていない場合でも、小児科の標準的な処方を示しています。また、何か問題点があれば、連絡ノートを作って書くことで、対策をとっています。

藤川委員：指定管理料に関して、資料4事業計画書における指定管理料は税込みで書かれているのですか。

事務局・木田：税込みで表記しています。

藤川委員：税率が10%になるときは、それも反映されているのでしょうか。

事務局・木田：平成31年度については、上半期は8%、下半期は10%、それ以降については10%で試算しています。

藤川委員：感染症発生時等の緊急出務料については、この中には見込まれていないのですか。

事務局・木田：含まれていません。年度末に報告書を出していただく段階で、実際に何人が働かれたかという表を出していただき、それを加算してお支払いして、年度末に調整しています。

藤川委員：芦屋市立休日応急診療所収支見込において、診療業務管理運営費の中に賃借料の明示効果がなくなっているということについて、平成31年度以降の指定管理費の中にどのように反映されているのですか。

事務局・木田：今までは収支報告の中で賃借料の施設使用料として金額が計上されておりましたが、指定管理料の中に賃借料を含むのではなく、賃借料として計上することが適切ではないかのご指摘を踏まえ、賃貸借契約として別途契約を締結し、お支払いする予定としていますので、平成31年度以降は指定管理料には計上しておりま

せん。

富田委員長：平成28年度に実施された指定管理者制度導入施設の内部評価は、所管課が独自に行ったものですか。

市出席者・島津：非公募施設の場合は市の職員で構成された内部評価委員会のもとで評価を行っています。

富田委員長：資料14にある年度評価は、同委員会が実施したものですか。

市出席者・島津：いいえ、毎年、所管課と事業者が四半期ごとに評価した点数を合計したものであり、公表もしています。

富田委員長：内部評価と年度評価の違いは何でしょうか。

市出席者・島津：年度評価は所管課が行っており、内部評価は所管課以外の職員が評価しています。評価者が異なっていることや、年度評価は毎年行っているため、直近の内部評価で指摘されたことが改善されており、年度評価は向上していくこととなります。

柴田副委員長：内部評価はどれくらいの頻度で行われているのですか。

市出席者・島津：指定管理期間の中間年で行われるため、1回です。

富田委員長：内部評価で指摘されている問題点は以前からですか、あるいは初めて指摘されたのですか。

指定管理者予定候補者：初めて指摘されたものです。

仲西委員：次の内部評価はいつ実施される予定でしょうか。

市出席者・島津：現行の指定管理者は平成30年度までであり、新たに指定管理者が選定されれば平成33年度に実施する予定です。

仲西委員：年度評価について、直近のものだけ出されても推移等は見られないので、記載の方法も検討してもらいたと思います。

富田委員長：質疑応答を終了させていただいてよろしいでしょうか。指定管理者予定候補者は、ご退室のほどお願いいたします。

富田委員長：他に事務局に確認することがあれば、お願いします。

高原委員：「資料14」の年度評価表の中にある指定管理者確認調査表において、研修計画の項目が「医師・看護師・薬剤師と専門職であるため、研修の実施が難しい。」と記載されていますが専門職であっても必要だと思います。この表現であれば、専門職であっても研修はできると指摘されかねないので、表現を変えた方がよいのではないのでしょうか。

富田委員長：記載されている研修の実施主体は市ですか。

事務局・木田：指定管理者が業務に携わる者に対して実施する研修です。

この場合の研修はセキュリティの状態であったり、市民の方への接遇であったりします。医師・看護師・薬剤師はそれぞれの専門職であり、信頼をして指定管理をお願いしています。それ以外の全体的なセキュリティの問題、情報管理の問題等を組織としてどのように取り組んでいるのかということを、委託している法人として実施しているのかを確認する項目です。しかし輪番制であるため、一斉に集めて研修を実施することが困難なため、代替としてマニュアル等を整備しています。

高原委員：例えば、指定管理者予定候補者の総会があるときに、市民への接遇であったり現場で問題視されている点であったりを共有する機会を実施されてもよいのではないのでしょうか。また、参加は自由にしてもそういう形式があってもよいのではないのでしょうか。マニュアルを作らないよりは良いと思いますが、作って配って終わるのではなく、指定管理者予定候補者全体として取り組まれていることがあっても良いと思います。

市出席者・島津：市が実施していた事業を民間にお願いするので、市が実施していたものと同じ水準でできているか担保するために研修を行うということが主旨です。

富田委員長：どのような職業であっても研修自体は数々あるはずで、指定管理者予定候補者も実施しているのではないのでしょうか。新薬の勉強や治療方法等の研修一般は実施していると思いますが、確かにスポットの研修というのは難しいかもしれませんね。

高原委員：指定管理者予定候補者は、内部監査も行っているのに、薬剤の管理や備品が曖昧であることは今まで問題なかったのか気になりますが、改善されたのでしょうか。

事務局・細井：特に備品等についてご指摘を受けたとお聞きしていましたので、市の備品と指定管理者予定候補者の備品が明確に分かるように、市の備品台帳と整合させるという取組を行いました。現地確認も行っております。

富田委員長：他に事務局に確認することはございませんか。

----- 質疑応答 終了 -----

富田委員長：特になければ、芦屋市立休日応急診療所施設の公募によらない指定管理者の候補者を本日出席された候補者にご異議はございませんか。

----- 異議なし -----

富田委員長：指定管理者の候補者を本日出席された候補者に選定します。続いて、候補者選定報告書について、事務局から説明をお願いします。

事務局・石飛：----- 候補者選定報告書 配布 -----

「 説 明 」

富田委員長：候補者選定報告書について事務局から説明がありましたが、質問・意見はございませんか。

----- 質問・意見 -----

富田委員長：特になければ、事務局から配布する候補者選定報告書に、各委員のご署名をお願いします。

----- 委員ご署名 -----

富田委員長：議題は終了といたします。事務局から最後に何かございますか。

事務局・細井：本日は、誠にありがとうございました。

事前配布資料は、持ち帰らずに机上へ置いて帰っていただくようお願いいたします。

(8) 閉会

富田委員長：以上をもちまして、芦屋市立休日応急診療所指定管理者選定・評価委員会を閉会いたします。委員の皆様お疲れ様でした。